平成24年度税制改正要望

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望でありますが、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力に もかかわらず、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、日本医師会及び四病院団体協議会は、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成24年度に行われるよう強く要望します。

1 消費税における社会保険診療報酬等の非課税制度の見直し

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善すること。 - 消費税 -

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の 仕入れに係る消費税額(医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建 物等の取得や業務委託に係る消費税額など)のうち、社会保険診療報酬等に対 応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一旦負担し、その分は 社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ(3%5%)の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を課税制度に改め、かつ患者負担を増やさないように制度設計することにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を防止する必要があります。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、仕入税額 控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善するよう 強く要望します。

なお、社会保険診療報酬等に対する非課税制度を課税制度に改めるにあたっては、医療は「消費」ではない旨を明示するため、消費税の名称を、例えば社会保障税等とすることも検討されるべきであると考えます。

2 医療機関に対する事業税の特例措置の存続

事業税における次の特例措置を恒久的に存続すること。 社会保険診療報酬に対する非課税(個人、医療法人共通) 自由診療収入等に対する軽減税率(医療法人のみ)

- 事業税 -

1) 政府の平成23年度税制改正大綱は、「事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます」と、これらの特例の見直しを示唆しています。見直し論の論拠は「適正公平課税に反する」こととされています。

事業税の趣旨は、事業に対する行政サービスの享受に応じた負担ということですが、そもそも医療は公共的なものであり、そのため医療法でも非営利性が義務付けられ、医療機関は住民健診、予防接種、学校医等の地域医療活動に積極的に取り組んでいます。

すなわち、医療機関は、行政サービスを享受するというより、行政が行うべき公共的サービスを自ら担っている側である以上、税法の趣旨からみても、医療機関への特例措置が適正公平課税に反するというのは誤りです。

- 2) 事業税の非課税としては、非課税事業(林業、農業、鉱業)や非課税所得(公益法人等の収益事業以外の所得)等の包括的な規定により非課税とされているものが広範に存在します。これに対し社会保険診療報酬に対する現行の措置内容は、課税標準の算定上の「課税除外措置」という限定的なものにすぎません。事業税の非課税制度全般の見直しもせず、ひとり医療のみを犠牲にすることは、あまりに社会保障を軽視するものです。
- 3) 医療機関の経営は長年の診療報酬抑制政策によりきわめて悪化して おり、その弊害が救急医療や小児、周産期医療をはじめとして、もは や社会問題化した医療崩壊として現れています。

仮に、ここで事業税の特例を廃止するなどということがあれば、医療機関の経営の安定は決定的に損なわれ、地域医療の崩壊に拍車をかけることは明らかです。

3 相続税・贈与税の納税猶予制度の医療法人への拡充

持分のある社団医療法人に対して、中小企業の事業承継における相続税・贈与税の納税猶予制度と同様の制度を創設すること。

- 相続税·贈与税 -

相続税及び贈与税については、平成14年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成16年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が3億円から10億円への引上げがあり、平成20年10月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ、平成21年度改正で従来の減額措置を改組した、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されています。

しかし、この相続税・贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、持分のある社団医療法人についても、取引相場のない株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度と同様の制度を創設すべきです。

4 持分のある社団医療法人が相続発生後 5 年内に持分のない医療 法人に移行する場合の相続税・贈与税猶予制度の創設

持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税・贈与税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

- 相続税·贈与税 -

第五次医療法改正により医療法人は持分のないことが基本とされ、持分のある社団医療法人の設立は禁止された。既存の持分のある社団医療法人は、当分の間、従前通り存続することとされていますが、改正法の趣旨からすれば、希望する医療法人は順次持分のない社団医療法人に移行できることが望ましいといえます。

ここで問題となるのは、持分のない社団医療法人に移行するには、「持分」 を放棄する必要があるにもかかわらず、放棄することにより今度は医療法 人に課税されてしまうことです。課税を回避するためには、同族役員規制 や、都道府県医療計画に医療施設の名称が記載されていること等の要件を 満たさなければなりません。

このため、移行はしたくともこれらの要件を充足するのに時間を要し、 その準備期間中に相続が発生してしまう場合も少なからず発生すると見られます。仮に、移行準備中に相続が発生すると、相続人は高額な相続税を 納めねばならなくなります。

相続人が税負担を強いられた医療法人では、持分のない社団医療法人に 移行するモチベーションが失われてしまい、改正医療法の趣旨も達せられ ません。

かかる問題の発生を防止し、持分のない社団医療法人へのスムーズな移行を促すためにも、相続発生後に移行しても生前に移行したと同様の取扱いとする弾力的な措置を要望するものです。

5 持分のある社団医療法人の出資評価の見直し

財産評価基本通達における持分のある社団医療法人の出資の評価方法を見直し、営利企業の株式等の評価に比して著しく不利とならないよう改めること。

- 相続税・贈与税 -

持分のある社団医療法人において、とくに問題となるのは、事業承継の際の課税問題です。

出資持分が存する以上、これが相続税の課税対象となるのは当然であるが、その際の課税評価が一般の営利企業より高額になる現行の評価方法を見直し、せめて営利企業並みに改めていただきたいというのが本要望の主旨です。

現行の国税庁財産評価基本通達は、出資評価について規定した194-2において、評価方法として類似業種比準方式を掲げています。この方式は、市場性のない株式や出資持分について上場株式に準拠して評価することとし、利益、配当、資産の3要素から評価額を算出する計算式が設定されています。その際、医療法人は配当が禁止されているため、営利企業の評価ではカウントされる配当要素が除外されています。理論上これは一見正当ですが、いざ実際に適用すると、医療法人の出資評価額は無配当の営利企業よりも高額になってしまいます(「取引相場のない株式と医療法人出資の評価方法の比較(現行)」参照)。

こうした現状は医療資源保護という政策的な観点から見て不適切である ばかりでなく、財産評価理論としても、出資の財産価値という点でマイナ スに作用する配当禁止が反映されていないという問題があります。

そこで現行の評価方法を見直し、持分ある社団医療法人の出資評価は、 取引相場のない株式で無配当のものと同様の方法を適用することを求めま す。

具体的には、現行の計算式の分母を「4」から「5」とし、分子に置くべき配当要素は「0」とするよう要望します。

[参考]

取引相場のない株式と医療法人出資の評価方法の比較(現行)

1 取引相場のない株式評価における類似業種比準価額の計算式

$$A \times \left\{ \begin{array}{c|cccc} B & + & C & \times & 3 & + & D \\ \hline B & C & & D \\ \hline & 5 & & \end{array} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

A = 類似業種の株価

B = 評価会社の1株当たりの配当金額

 C = "" 1年間の利益金額

 D = " 直前期末の純資産価額(帳簿価額)

B = 類似業種の1株当たりの配当金額

2 医療法人の出資評価における類似業種比準価額の計算式

(財産評価基本通達194-2)

$$A \times \left\{ \begin{array}{c|cccc} \underline{C} & \times & 3 & + & \underline{D} \\ \hline C & & & D \end{array} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

類似業種目は「その他の産業」とする。

6 寄付金税制の整備

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずること。

- 所得税·法人税·相続税 -

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄附した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄附者に対する措置(損金算入・寄附金控除)を講ずることを要望します。

7 社会医療法人認定取消時の税制措置

社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

- 法人税 -

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立 金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後におい て経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への 移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の 取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう 必要な措置(社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法 人として取り扱うなど)を講ずることを要望します。

8 社会医療法人の附帯業務に対する法人税非課税

現行法令では、社会医療法人が行う医療保健業(附帯業務として行うものを除く。)を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

- 法人税 -

社会医療法人が行う医療保健業(附帯業務として行うものを除く。)を収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二(公益法人等の表)に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税と することを要望します。

9 病院・診療所用建物等の耐用年数の短縮

病院·診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

- 所得税·法人税 -

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(参考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区分) (現行) (要望)

○病院・診療所用建物

・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 39 年 31 年 鉄筋コンクリート造のもの

10 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化

福祉病院の固定資産税等非課税措置を恒久化すること。

- 固定資産税·都市計画税·不動産取得税 -

特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合における、無料低額診療事業を行う福祉病院に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。